様式第１号（第４条関係）

|  |
| --- |
|  |
|  | 認定申請 | 　 |
| 事務手数料額計算書（都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第１項の規定による申請） |
| １　申請の対象とする範囲（該当する□にレを記入）２　計画の評価方法（該当する□にレを記入） | ■　建築物全体□　複合建築物の非住宅部分□　複合建築物の住宅部分住宅部分：□　誘導仕様基準□　標準計算法□　仕様・計算併用法非住宅部分：□　標準入力法等□　モデル建物法 |
| ３　事務手数料額の計算 |
| 　 | 申請の種類（該当する□にレを記入） | 適合証がある場合 | 適合証がない場合 | 　 |
| ■一戸建て住宅 | ㎡ | 別表第2の86の項(1)ア5,800円(a) | 別表第2の86の項(2)ア円(A) |
| □一戸建て住宅以外の建築物 | 住宅部分の床面積の合計 | ㎡ | 別表第2の86の項(1)イ円(b) | 別表第2の86の項(2)イ円(B) |
| 住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の床面積 | ㎡ | 別表第2の86の項(1)ア 円(c) | 別表第2の86の項(2)ア円(C) |
| 非住宅部分の床面積の合計 | ㎡ | 別表第2の86の項(1)イ円(d) | 別表第2の86の項(2)イ円(D) |
| 　計 | (b)+(d)又は(c)+(d)　　　　　　　　　円 | (B)+(D)又は(C)+(D)　　　　　　　　　円 |
| 　　　　　　　　　　　　合計　　　　　　　　5,800　　 　　　円（注意）　１　「別表第２」とは、国分寺市事務手数料条例別表第２をいう。２　申請に併せて、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第２項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に国分寺市事務手数料条例に定める額を加える。３　「適合証」とは、申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54第１項各号に掲げる基準に適合していることを示す適合性確認機関が作成した書類をいう。 |